

蕨市立東中学校 部活動方針

【活動の基本方針】

「蕨市立中学校の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和7年3月 蕨市教育委員会）」に基づき、活動する。

【適切な運営のための体制整備等】

- 指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう適正な数の運動部・文化部を設置する。
- 毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制を整える。
- 生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

【適切な休養日の設定】

- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
なお、学期末の短縮日課及び長期休業中の活動時間は、学期中における休業日の扱いに準じる。

※「蕨市の方針」を適用